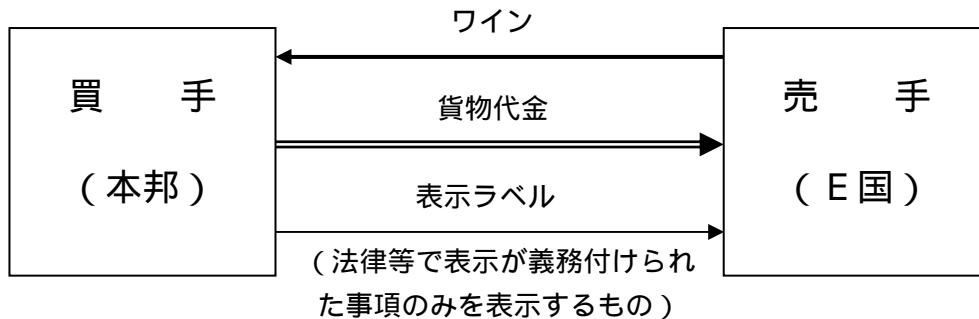


1. 輸入貨物のラベル（法律により義務付けられた事項のみが表示されたもの）の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からワインを購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物のボトルに貼付する表示ラベルを売手に無償で提供しています。

その表示ラベルには、「食品衛生法」又は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」により表示が義務付けられている事項（所在地など）のみが記載されています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供した表示ラベルに要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した表示ラベルは、「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」には該当しませんので、その表示ラベルに要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」には、輸入貨物に付される商標ラベル、商品ラベル等を含むものとされていますが、貴社（買手）が無償で提供した表示ラベルのように、我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルについては除くこととされています。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法基本通達4-12(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)